

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(VII-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け) 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること(施策目標VII-1-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること		担当 部局名 子ども家庭局保育課	作成責任者名 子ども家庭局保育課長 矢田貝 泰之			
施策の概要 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「子育て安心プラン」(平成29年6月公表)を前倒しし、32万人分の保育の受け皿を2020年度末までに確保することとしている。						
施策実現のための背景・課題		1 都市部を中心に待機児童が多く発生しており、保育の受け皿整備と、それを支える保育人材の確保が課題となっている。 2 働き方が多様化する中で、延長保育や病児保育といった多様な保育ニーズが高まっており、通常行われている保育では対応しきれない保育需要への対応が課題となっている。				
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由			
目標1 (課題1)		女性就業率の上昇や働き方の多様化などに対応できる保育の受け皿確保	女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申し込み率が伸びることが見込まれ、増加する保育の申込に対応できる保育の受け皿が必要となるため。			
目標2 (課題2)		多様な就労形態に応じた保育サービスの推進	保護者の多様な就労形態・就労時間に対応するため、多様な保育を推進する必要があるため。			
達成目標1について						
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値 基準年度	目標値 目標年度			
		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		平成29年度	令和2年度末	平成29年度 0.2万人	令和2年度 +32万人	令和3年度 -
①	保育の受け皿の整備量(平成29年度比) (アウトカム)	0	平成29年度 約32万人	令和2年度末	-	-
		平成29年度	令和3年度末	平成29年度 87市町村	令和3年度末 300市町村	令和3年度末 300市町村
2	保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数(アウトプット) 【新経済・財政再生関連:社会保障分野40-ii】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI関連】	87市町村	平成29年度 300市町村	令和3年度末 300市町村	平成29年度 87市町村	令和3年度末 300市町村
		平成29年度	令和3年度末	平成29年度 883人	令和3年度末 3,000人	令和3年度末 3,000人
3	保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数(アウトカム) 【新経済・財政再生関連:社会保障分野40-ii】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI関連】	883人	平成29年度 3,000人	令和3年度末 3,000人	平成29年度 883人	令和3年度末 3,000人
達成手段1		補正後予算額(執行額) 平成29年度 平成30年度	令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	
(1)	保育所等整備交付金 (平成27年度)	186,697百万円 (98,234百万円)	190,355百万円 (101,636百万円)	74,681百万円	1	市町村整備計画に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を交付する。
(2)	保育対策総合支援事業費 (平成27年度)	58,430百万円 (36,837百万円)	60,188百万円 (32,732百万円)	39,382百万円	1,2,3	「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助する。
(3)	仕事・子育て両立支援事業費補助金 (平成28年度)	131,328百万円 (131,265百万円)	170,113百万円 (170,055百万円)	202,006百万円	1	事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する。(内閣府所管)
						令和元年行政事業レビュー事業番号 642 643644 (内閣府)

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4	延長保育等の保育サービス(利用児童数) (アウトカム)	81万人	平成25年度	101万人	令和元年度	94万人	97万人	101万人	-	-	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、その中に、延長保育について施策に関する数値目標が掲げられている。このため、同大綱に基づき数値目標を設定している。	
						106万人	集計中					
5	病児・病後児保育(利用児童数) (アウトカム)	延べ50万人	平成25年度	延べ150万人	令和元年度	延べ112万人	延べ131万人	延べ150万人	-	-	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、その中に、病児保育について施策に関する数値目標が掲げられている。このため、同大綱に基づき数値目標を設定している。	
						69万人	集計中					
達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度									
(4)	子ども・子育て支援交付金 (平成27年度)	107,617百万円 (102,478百万円)	118,766百万円 (110,618百万円)	130,376百万円	1.4.5	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)					(内閣府)	
(5)	子どものための教育・保育給付費補助金 (平成27年度)	4,876百万円 2,606(百万円)	5,391百万円 (2,131百万円)	6,829百万円	1.4.5	「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。(内閣府所管)					(内閣府)	
(6)	子どものための教育・保育給付費負担金 (平成27年度)	835,582百万円 (835,582百万円)	905,542百万円 (905,137百万円)	1,106,927百万円	1.4.5	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。(内閣府所管)					(内閣府)	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額				政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成30年度	
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)		1,296,536,565	1,560,228,733	1,572,635,470					
			補正予算(b)		59,068,234	0						
			繰越し等(c)		94,778,309	0						
			合計(d=a+b+c)		1,450,383,108	1,560,228,733	1,572,635,470					
		執行額(千円、e)			1,322,333,418							
執行率(%、e/d)			91.2%									
関連税制		-										
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)					
		①「子ども・子育てビジョン」 ②「少子化社会対策大綱」 ③「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」 ④「ニッポン一億総活躍プラン」 ⑤「未来への投資を実現する経済対策」 ⑥「子育て安心プラン」 ⑦「新しい経済政策パッケージ」			①平成22年1月29日 ②平成27年3月20日 ③平成27年11月26日 ④平成28年6月2日 ⑤平成28年8月2日 ⑥平成29年6月2日 ⑦平成29年12月8日		①2.(5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように ②Ⅲ重点課題(1)子育て支援施策を一層充実させる ③2.「希望出生率1.8」に直結する緊急対策 ④3.「希望出生率1.8」に向けた取組の方向 ⑤第2章I(1)子育て・介護の環境整備 ⑦第2章2. 待機児童の解消					